

大阪市指定喫煙所整備にかかる指針

1 目的

大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号。以下「条例」という。）に基づき、市民等の安心、安全及び快適な生活環境の確保を目的として、大阪市指定喫煙所整備にかかる指針を策定し、本市自ら喫煙所の設置に努めるとともに、本指針に適合する民間事業者の所有する喫煙所を指定喫煙所に指定する。

また、民間事業者による喫煙所の設置を本市が助成するなど喫煙所整備に努める。

2 用語の定義

本指針での用語の定義は、条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

「指定喫煙所」とは、公共の用に供し、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所で本市が指定したものをいう。

3 整備方針

- (1) 本市が設置する指定喫煙所は、「大阪市公設喫煙所設置基準」により設置する。
- (2) 本市は、既に民間事業者により設置されている喫煙所で、本指針に適合すると判断したものを、民間事業者の申請により指定喫煙所として指定することができる。
- (3) 民間事業者が喫煙所を整備（新規・改修）するにあたり本市に申請し、本市がその整備内容について本指針に適合すると判断した場合、整備費等を助成することができる。助成により整備した喫煙所は、指定喫煙所として指定する。

4 指定する喫煙所について

- (1) 本市は、別表に定める要件を満たすものを指定喫煙所として指定するとともに、指定喫煙所の所在場所について適切に周知する。
- (2) 指定喫煙所が要件を満たさなくなった場合は、本市は指定を取り消すものとする。

5 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

この指針は、令和5年4月27日から施行する。

別表

	(1) 屋内喫煙所	(2) 屋外閉鎖型喫煙所	(3) 屋外開放型喫煙所
ア 形態	建物内にあるもの	屋根と壁で完全に囲まれているもの	囲いだけの構造など、屋根や壁で完全に囲われていないもの
イ 設置場所	①道路等公共の場所に面する建物に設置し、直接出入りできること、かつ、喫煙所の全部または一部を建物の1階に設置すること。 ②ただし、喫煙所が当該建物の中に存在することを当該建物の入り口（建物が道路等公共の場所から奥まっている場合は、道路等公共の場所沿いの敷地内）に明確に表示し、建物内に喫煙所までのルート案内を表示以下の要件を満たせば①に該当しない喫煙所であっても、指定喫煙所として指定する。	①道路等公共の場所から容易に利用できる場所であること。 ②市民等の通行・公園利用等の支障にならない場所であること。	①道路等を通行する者から離れた場所であること。 ②望まない受動喫煙を防ぐため、施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所を避けるなど周辺環境への影響に配慮した場所であること。
ウ 設置面積	設置面積は、おおむね5㎡以上とする。		
エ 構造	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は、人通りの少ない場所に向いていること。	①出入口に扉等が設けられていること。 ②屋外に通じる給排気設備が備えられていること。 ③排気口は、天井近くの高い場所にあり、人通りの少ない場所に向いていること。 ④給気口は、排気口の反対側に設置されていること。	①方向転換のためのクランクがあること（2回以上が望ましい）。 ②壁等で喫煙場所が区切られ、たばこの煙が人通りの多い方向に流れないよう配慮されていること（周囲に影響がないと本市が認めた場合を除く。） ③壁については、一定の高さがあること（2.5～3m程度が望ましい）。 ④四方の壁の下部に、給気用の隙間（10～20cm）があること。 ⑤天井の一部を囲う場合は、天井に勾配をつけ、壁と天井の間に人通りの少ない方に向けた排気用の開口面があること。
オ 維持管理	運営日においては、毎日清掃等を行い、適切な維持管理が見込めること。 概ね1日8時間以上かつ週5日以上供用すること。		
カ その他	①健康増進法(平成14年法律第103号)に則したものとすること。 ②その他関係法令等を遵守すること。	①「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付け健発1109第6号厚生労働省健康局長通知)に準ずること。ただし、指針の目的を達成すると認める場合は、この限りでない。 ②その他関係法令等を遵守すること。	